

平成 29 年度沖縄県芸術文化祭広報宣伝業務委託に係る企画プロポーザル 実施要領

1 事業目的

沖縄県および公益財団法人沖縄県文化振興会（以下、振興会）では、県民の多様な芸術文化活動を奨励し、広く県民に芸術鑑賞の機会を提供するため、写真・書道・美術部門の公募展のほか、県内の様々な行事と連携し全県的に芸術文化祭を開催することで、県民文化の向上に寄与することを目的とした沖縄県芸術文化祭を開催している。

本事業を効率的・効果的に実施するための広報宣伝企画の提案を募集し、その選定結果により委託事業者を決定する。

2 プロポーザル概要

- (1) 名称：平成 29 年度沖縄県芸術文化祭広報宣伝業務委託に係る企画プロポーザル
（以下、企画プロポーザル）
- (2) 方法：企画提案書と見積額の内容による企画プロポーザル
- (3) 業務内容：平成 29 年度沖縄県芸術文化祭広報宣伝委託業務に係る企画提案仕様書
（以下、仕様書）を参照すること。

3 応募資格

次の要件を全て満たす法人または複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの条件を満たすこと。
- (2) 県内に本店または支店を有する法人であること。共同企業体で実施する場合には代表法人が県内に本店または支店を有していること。
- (3) 暴力団の構成員等の統制下でないこと。
- (4) 共同企業体で実施する場合は、共同企業体の中に管理法人を 1 者置くものとし、協定書を提出すること。管理法人は、本事業の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表する。管理法人は以下の要件を満たすことが必須である。
 - ① 当該委託業務を円滑に推敲するために必要な経営基盤を有すること。
 - ② 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
 - ③ 県内において業務進捗状況や業務内容等に関する打合せに円滑に対応できる体制を有すること。
- (5) 本業務の実施に際し、正副 2 名以上の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれる者。

4 企画プロポーザル参加申込

企画プロポーザルへの参加を希望する場合は、下記により申し込むものとする。

- (1) 提出書類：別紙「FAX 送信表」
- (2) 提出期限：平成 29 年 5 月 15 日（月）17：00 まで
- (3) 提出方法：別紙「FAX 送信表」を FAX またはメールにより受け付ける。
宛先 FAX：098-987-0928 メール：sarah26@okicul-pr.jp
※FAX またはメール送信後は、念のため電話で受信確認を行うこと。
電話：098-987-0926

5 企画提案書等の提出

企画プロポーザルに参加を希望する者は、下記の書類を作成し提出すること。

- (1) 企画提案書・・・8 部
 - ・原則として A4 版、左綴りとする。（ただし、必要な資料については A3 版にして折り込む等、わかりやすいように適宜工夫してもよい）
 - ・審査員に企画意図等が容易に理解できるよう、デザイン案や図表等を用いる工夫をすること。
 - ・業務の実施体制図を添付すること。
 - ・提出する企画提案書は各社 1 案までとする。ただし、デザイン案はその限りではない。
- (2) 見積書・・・押印原本 2 部
 - ・企画提案書と別綴りとする。提案する企画に係る費用の総額は、仕様書に示す見積要件を超えないものとする。
- (3) 協定書（様式任意）・・・1 部（※共同企業体の場合）
- (4) 会社概要・・・1 部

6 提出場所等

提出物は、次により書類を郵送又は持参することにより受け付ける。ただし、郵送の場合は書留郵便で行うこと。

- (1) 提出期限：平成 29 年 5 月 22 日（月）17 時必着
- (2) 提出場所：〒901-0152 那覇市小禄 1831-1 産業支援センター605 号室
公益財団法人沖縄県文化振興会 担当：宮城紗来

7 企画提案書等の審査について

応募のあった企画提案についてプレゼンテーションを行い、原則として第 1 位と選定された業者と契約するが、委託に関して必要な協議が合意にいたらない場合は、次順位以降の者を繰り上げて協議のうえ契約する。なお、審査の結果については、後日電子メール及び書面にて通知する。

※プレゼンテーションの日時等については、別途通知する。

8 その他

- (1) 企画コンペに要する費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画書等は、コンペ終了後返却しない。
- (3) 採用された企画案については、採用後の調整で若干変更することがある。
- (4) 制作物の著作権については、振興会に帰属する。
- (5) 検討すべき事項が生じた場合は振興会と別途協議すること。
- (6) 企画提案書、見積書の宛名は、「(公財) 沖縄県文化振興会理事長平田大一あて」とすること。